第三十一条を次のように改める。

第三十一条　削除

第三十二条第一項中「企画部」の下に「（東北地方整備局を除く。）」を加え、第三十二条の二を第三十二条の三とし、第三十二条の次に次の一条を加える。

（震災対策調整官）

第三十二条の二　東北地方整備局の企画部に、震災対策調整官二人を置く。

2　震災対策調整官は、命を受けて、企画部の所掌事務のうち東日本大震災対策に係る調査、企画及び調整に関する事務を整理する。

第三十二条の三の見出しを「（総括技術検査官）」に改め、同条第一項中「総括工事検査官」を「総括技術検査官」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　総括技術検査官は、直轄事業に係る検査（営繕部の所掌に属するものを除く。次条第二項において同じ。）を行い、及び技術検査官の行う事務を統括する。

第三十三条の見出しを「（技術検査官）」に改め、同条第一項中「工事検査官三十三人」を「技術検査官六十四人」に、「六人」を「三十七人」に、「工事検査官は五人」を「技術検査官は十人」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　技術検査官は、直轄事業に係る検査並びに入札及び契約の技術的審査に関する事務を行う。

第三十五条第一項中「企画部」を「関東地方整備局、中部地方整備局及び九州地方整備局の企画部」に改める。

第三十八条第二項中「、関東地方整備局」及び「、中国地方整備局」を削り、同項中「ものを」の下に「除き、関東地方整備局及び中国地方整備局にあっては、建設業適正契約推進官及び不動産適正取引対策官が整理するものを」を加える。

第三十八条の三を第三十八条の四とし、同条の前に次の一条を加える。

（不動産適正取引対策官）

第三十八条の三　関東地方整備局及び中国地方整備局の建設部に、不動産適正取引対策官一人を置く。

2　不動産適正取引対策官は、次に掲げる事務を整理する。

一　宅地建物取引業者及びマンション管理業に係る取引の適正化に関する事務で重要事項に関すること。

二　賃貸住宅管理業に係る取引の適正化に関する事務で重要事項に関すること。

第六十四条の二第一項中「関東地方整備局、近畿地方整備局及び中国地方整備局の用地部」を「用地部（北陸地方整備局及び四国地方整備局を除く。）」に改める。

第百六条中「（中国地方整備局及び四国地方整備局を除く。）」を削る。

第百三十六条第一項中「五百五人」を「五百六十三人」に改める。

第百三十六条の三第一項中「七十九人」を「七十四人」に改める。

第百三十九条第一項中「百九十三人」を「百九十八人」に改める。

第百四十二条第一項中「五十一人」を「五十二人」に改める。

第百四十三条第一項中「四十七人」を「四十八人」に改める。

第百四十五条第一項中「五十八人」を「六十四人」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（地域防災調整官）

第百四十五条の二　河川国道事務所等を通じて地域防災調整官二人以内を置く。

2　地域防災調整官は、命を受けて、河川国道事務所等の所掌事務に関する防災に関する重要事項に係るものを整理する。

第百四十六条第一項中「三十七人」を「三十八人」に改める。

第百四十七条の二第一項中「十四人」を「十五人」に改める。

第百四十八条の四を削り、第百四十八条の三を第百四十八条の四とし、第百四十八条の二の三を第百四十八条の三とする。

第百四十八条の六第一項中「三十六人」を「三十九人」に改める。

附則第六条を削り、第七条を第六条とし、第七条の二を第七条とする。

附則に次の五条を加える。

（震災対策調整官の設置期間の特例）

第十一条　第三十二条の二の震災対策調整官は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（建設専門官の設置期間の特例）

第十二条　第百三十六条の建設専門官のうち一人は、平成二十七年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　第百三十六条の建設専門官（前項に規定するものを除く。）のうち二十二人は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（用地官の設置期間の特例）

第十三条　第百三十九条の用地官のうち一人は、平成二十七年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　第百三十九条の用地官（前項に規定するものを除く。）のうち六人は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（南三陸国道事務所の設置期間の特例）

第十四条　東北地方整備局南三陸国道事務所は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（紀伊山地砂防事務所の設置期間の特例）

第十五条　近畿地方整備局紀伊山地砂防事務所は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

別表第一区域の欄中「あっては、上欄第二号ロ」を「あっては、上欄第二号及び第四号」に改める。

別表第一区域の欄中「飯田市鼎東鼎から同市上郷別府までの区間及び」及び「一般国道四百七十四号のうち、飯田市南信濃和田から同市南信濃八重河内までの区間」を削る。

別表第四東北地方整備局の項岩手河川国道事務所の項中「一般国道百六号」の下に「及び第二百八十三号」を加える。

別表第四東北地方整備局の項

三陸国道事務所	宮古市	一般国道四十五号及び二百八十三号	改築及び修繕、維持管理
		一般国道百六号	改築工事
		一般国道四十五号及び二百八十三号	改築工事
南三陸国道事務所	釜石市		

を

三陸国道事務所	宮古市	一般国道四十五号及び二百八十三号	改築及び修繕、維持管理その他の事
		一般国道百六号	改築工事
		一般国道四十五号及び二百八十三号	改築工事
南三陸国道事務所	釜石市		

に改める。

別表第四東北地方整備局の項能代河川国道事務所の項中「（森吉山ダム工事事務所の管轄区域を除く。）」を削る。

別表第四東北地方整備局の項森吉山ダム工事事務所の項を削る。

別表第四関東地方整備局の項湯西川ダム工事事務所の項を削り、同表関東地方整備局の項利根川水系砂防事務所の項中

利根川水系砂防事務所	渋川市	浅間山（利根川流域を除く。）及び草津白根山（利根川流域を除く。）

を

利根川水系砂防事務所	渋川市	浅間山（利根川流域を除く。）及び草津白根山（利根川流域を除く。）
		砂防工事に関調査（火山噴策に資するも限る。）